

応急処置計画

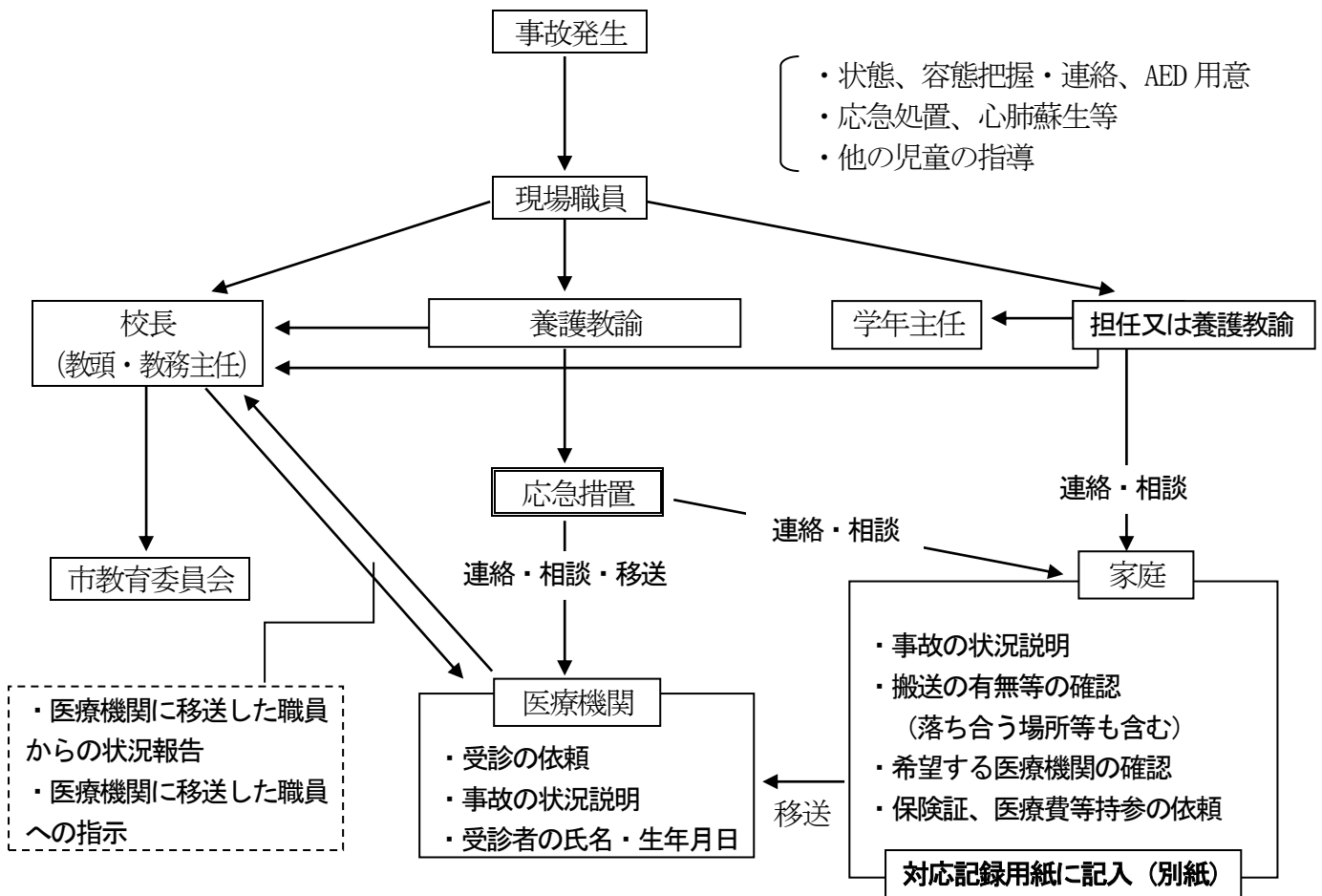
【基本原則】 学校における措置は、応急処置。

応急処置・・・医療機関に行くまで、または行く必要のない範囲の傷病に対する措置。

- 〈留意点〉
- ① 医師の診断を阻害するような措置、特に投薬などは主治医の特別な指示がないかぎり行わない。
 - ② ベッドの利用も短時間の休養・観察に限られるものであって、それ以上のことは医療機関または家庭に委ねる。

I 緊急時連絡体制

事故発生から時間を追って記録する！



※ 養護教諭が応急処置で手が離せない場合は、担任等が医療機関に連絡する。

※ 養護教諭が不在の場合においても、その場において対応できる教職員が上図に則り対応する。

【医療機関への移送について】

- 1 けがをした場合は、医療機関へ学校又は、家庭が連れて行く。
- 2 学校から医療機関への移送は、タクシーを利用する。・・・タクシー券使用
- 3 移送する場合は、養護教諭または担任が付き添う。
養護教諭又は担任が不在の場合、教頭または教務主任、学年職員等が行う。

【事後措置】

- 1 受診結果は、校長に報告する。
- 2 必要に応じ、全職員に事故概要を知らせ、再発防止のための学級活動・安全点検等を行う。
- 3 担任は、「災害報告書(控)」を作成する。養護教諭は、独立行政法人スポーツ振興センター、または全国市長会保険の手続きを行う。

II 救急車要請について・・・

原則、校長(教頭)と確認

※不在の場合は、当面した者が手配できるようにしておく。

- (例) ○ 意識のない状態が持続すること ○ 骨の変形を起こしているもの
○ ショック症状が持続するとき ○ 大きな開放創をもつもの
○ けいれんが持続するとき ○ 広範囲の火傷を受けたもの
○ 激痛が持続するとき ○ 多量の出血を伴うとき

※ 判断に迷う場合は、医師に相談し指示を仰ぐ

【救急車の呼び方】

「119」をダイヤルし、落ち着いてはっきりと言う。

↓
「救急です」・・・火事と救急の区別をすること。

↓
あなたは? 「川越市立仙波小学校です。」

↓
場所は? 「川越市富士見町4-1です。」

↓
どうしましたか? 「事故名・氏名・年齢・原因」
※どうしてけがをしたか、またはどんな状態で発病したか、
今、どんな状態なのかを見たままに簡単に説明する。

↓
救急車が来るまでの注意事項を聞く。

↓
救急車を迎えて誘導する。